

## 大学等による「おおいた創生」推進協議会規約

平成27年5月19日制定

### (目的及び設置)

第1条 この規約は、大分県に所在する大学、短大及び高専が、地域の自治体、経済団体、企業、関係団体等と協働及び連携の上、地域の雇用創出及び学卒者の地元定着の向上に取組むことを目的とし、事業推進の決定機関として設置する、大学等による「おおいた創生」推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (構成)

第2条 協議会は、別表1に規定する各機関等（以下「各機関等」という。）をもって構成する。

### (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 教育プログラム開発
- (2) インターンシップの推進
- (3) 合同企業説明会
- (4) 合同研究成果発表会
- (5) 卒業生及び修了者（留学生を含む）の県内就職促進に必要な事業
- (6) 学卒者の地元定着のために必要な事業
- (7) 地域の雇用創出のために必要な事業
- (8) その他協議会の目的達成のために必要な事業

2 前項各号に定めるもののほか、協議会の目的達成のための事業に関し必要な事項は別に定める。

### (入会)

第4条 協議会は、その目的に賛同し、活動できる機関等を、入会させることができる。

2 協議会への入会は、所定の入会申込書を協議会に提出の上、協議会総会において承認を得るものとする。

### (退会)

第5条 協議会は、所定の退会届の受理により、退会を承認する。

2 協議会を構成する機関等が消滅した場合又は活動することができないと協議会が認める場合は、当該機関等が協議会から退会したものとみなす。

### (役員)

第6条 協議会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 監事

2 前項各号の役員は、第9条により決定する。

3 役員は、再任させることができる。

4 会長は、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

6 監事は、協議会の業務及び会計収支報告等の状況を監査する。

### (協議会総会の会員)

第7条 協議会総会は、次の各号に掲げる者を会員とする。

- (1) 各機関等の長
- (2) その他協議会総会において必要と認められた者

(協議会総会の権限)

第8条 協議会総会は、次の各号に掲げる事項を承認する。

- (1) 協議会の事業の推進に関すること。
- (2) 協議会の運営に関すること。
- (3) 協議会の入退会に関すること。
- (4) その他協議会の目的達成に必要なこと。

第9条 協議会総会は、次の各号に掲げる事項を決定する。

- (1) 役員を選出に関すること。
- (2) 代議員を選出に関すること。

(協議会総会の開催)

第10条 協議会総会は、会員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議長は、会長をもって充てる。
- 3 協議会総会に出席できない会員は委任状を提出することができる。
- 4 協議会総会は、出席した会員の過半数（委任状による出席を含む）をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(協議会総会のメール会議)

第11条 会長が第8条及び第9条に定める事項を書面または電磁的記録により提案した場合、その提案について、会員全員が電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を承認及び決定されたとみなすものとする。

(代議員及び定数)

第12条 協議会に35名以内の代議員を置く。

(代議員の決定)

第13条 代議員は第2条の各機関等より推薦された者から協議会総会において決定する。

(代議員会の構成)

第14条 代議員会は、次の各号に掲げる者を代議員とする。

- (1) 前条の規定により選任された者
  - (2) その他代議員会において必要と認められた者
- 2 前項第1号の代議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 欠員が生じた場合の補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員会決議事項)

第15条 代議員会は次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 協議会の事業の推進に関すること。
- (2) 協議会の運営に関すること。
- (3) 協議会の入退会に関すること。
- (4) その他協議会の目的達成に必要なこと。

(代議員会の開催)

第16条 代議員会は、代議員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 代議員会に出席できない代議員は委任状を提出することができる。
- 3 代議員会は、出席した代議員の過半数（委任状による出席を含む）をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代議員会の議長)

第17条 議長は、第14条第1項第1号の代議員の互選により決定する。

- 2 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長が指名した代議員がその職務を代行する。

(代議員会のメール会議)

第18条 議長が第15条に定める事項を書面または電磁的記録により提案した場合、その提案について、代議員全員が電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を決議されたとみなすものとする。

(専門部会等)

第19条 代議員会に、次の各号に掲げる専門部会等を置くことができる。

- (1) 教育プログラム開発部会
- (2) 県内就職率向上部会
- (3) 産業振興・雇用創出部会
- (4) その他事業推進に必要な専門部会等

2 前項の各専門部会等は代議員会の委託を受け、第3条の具体的な協議を行う。

3 各専門部会等に関し必要な事項は、別に定める。

(各機関等の事務担当者)

第20条 協議会総会、代議員会及び各専門部会等に係る連絡、調整及び報告等に関する事務を行うため、各機関等に事務担当者を置く。

(事務)

第21条 協議会総会及び代議員会に係る事務は、国立大学法人大分大学研究・社会連携部研究・社会連携課において処理する。

2 専門部会等に関する事務は、別に定める。

(雑則)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規約は、平成27年5月19日から施行する。

2 この規約施行後初めて選出する第12条第1項第1号に規定する委員の任期は、同条第2項前段の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年12月 1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

大学群	公立大学法人 大分県立看護科学大学	関係団体	公益財団法人大分県産業創造機構
	公立大学法人 大分県立芸術文化短期大学		有限会社大分合同新聞社
	独立行政法人国立高等専門学校機構 大分工業高等専門学校	連携企業等	株式会社大分銀行
	国立大学法人大分大学		大分信用金庫
	学校法人文理学園日本文理大学		大分みらい信用金庫
	学校法人別府大学		三和酒類株式会社
	学校法人別府大学短期大学部		株式会社トキハ
	学校法人別府溝部学園短期大学		日本政策金融公庫大分支店
国機関等	大分労働局		株式会社豊和銀行
地方公共団体	大分県	株式会社オーイーシー	
	大分市	大分交通株式会社	
	別府市	株式会社オーシー	
	由布市	社会福祉法人新友会.	
	中津市	株式会社地域科学研究所	
	豊後高田市	株式会社豊後企画集団	
	宇佐市	柳井電機工業株式会社	
	日田市		
	竹田市		
	津久見市		
	豊後大野市		
	佐伯市		
	杵築市		
	臼杵市		
	国東市		
	玖珠町		
	九重町		
日出町			
姫島村			
経済団体	大分県商工会議所連合会		
	大分県商工会連合会		
	大分県中小企業団体中央会		
	大分県経営者協会		
	大分経済同友会		
	大分県中小企業家同友会		

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号）第7条第2項の規定により、大分大学（以下「本学」という。）において地（知）の拠点の整備事業を総括し、地域を志向した教育、研究及び社会貢献を行う、大分大学COC+推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育プログラム開発等に関すること。
- (2) 大分県内における学生の就職率向上に関すること。
- (3) 学生の県内への定着に関すること。
- (4) その他機構の運営に関し必要な事項

(構成)

第3条 機構は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 専任教員
- (4) 推進コーディネーター
- (5) その他機構長が必要と認める者

(機構長)

第4条 機構長は、学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 機構長は、機構の業務を掌理する。

(副機構長)

第5条 副機構長は、学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるときは、その職務を代行する。

(専任教員)

第6条 専任教員は、第2条に規定する業務を行うとともに、機構の管理運営上の調整を行う。

- 2 専任教員の選考等は、国立大学法人大分大学教員選考規程（平成16年規程第48号）に基づき行う。

(推進コーディネーター)

第7条 推進コーディネーターは、専任教員と連携の上、第2条に規定する業務を行うとともに、地域のニーズを把握して機構の業務の具体的な検討を行う。

- 2 推進コーディネーターに関し必要な事項は、別に定める。

(運営会議)

第8条 機構の管理運営に関する基本方針等を審議するため、大分大学COC+推進機構運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(専門委員会)

第9条 第2条に規定する業務の具体的な検討、実行等のため、次の各号に掲げる専門委員会を置くことができる。

- (1) 教育プログラム開発委員会
- (2) 雇用創出・県内就職率向上委員会
- (3) 自己評価委員会
- (4) その他機構の業務推進に必要な専門委員会

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 機構に関する事務は、研究・社会連携部研究・社会連携課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年学内共同教育研究施設等規程第11号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

## 大分大学COC+推進機構運営会議細則

平成27年12月24日制定  
平成27細則第26号

### (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学COC+推進機構規程（平成27年規程63号）第8条第2項の規定により、大分大学COC+推進機構運営会議（以下「運営会議」という。）に関し必要な事項を定める。

### (審議事項)

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大分大学COC+推進機構（以下「機構」という。）の基本方針に関する事。
- (2) 機構の管理運営に関する事。
- (3) 機構の組織編制に関する事。
- (4) 機構の予算に関する事。
- (5) その他機構の運営に関し必要な事項

### (構成)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 機構長
  - (2) 副機構長
  - (3) 学長が指名する理事
  - (4) 学長が指名する副学長
  - (5) 学長が指名する学長補佐
  - (6) 学長が指名する学長特別補佐
  - (7) 学部長
  - (8) 福祉社会科学研究科長
  - (9) 高等教育開発センター長
  - (10) 専任教員
  - (11) 推進コーディネーター
  - (12) 研究・社会連携部長
  - (13) 学生支援部長
  - (14) その他機構長が必要と認める者
- 2 前項第14号の委員は、機構長が任命する。

### (議長)

第4条 運営会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 議長に事故があるときは、副機構長が、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(会議の特例)

第6条 前条の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第7条 運営会議が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(事務)

第8条 運営会議の事務は、研究・社会連携部研究・社会連携課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年学内共同教育研究施設等細則第9号)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。